| 制度の名称 | 制度の概要 | 対象者 | 内　　容 | 標準処理期間 | 「その他」または「60日以内」の場合、その理由等 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 離島就学生助成金 | 黒島町・高島町及び宇久町にお住まいの方のお子さんが、市内の学校に在学するために、三町以外で下宿・入寮する費用又は定期航路を利用して通学する費用の一部を助成します。 | ①佐世保市黒島町、高島町又は宇久町に住所を有する方の子女で、三町以外で下宿・入寮等をしている者また黒島町、高島町から定期航路を利用して通学する方。ただし、宇久については、島外の普通科以外の高校等に進学する生徒が対象<br>②市内の学校に在学していること。ただし、市外の学校に在学する方で、市長が特別に認めるものは、この限りではありません。<br>③扶養者又はその配偶者と同居していない方 | 〔下宿・入寮等の助成〕<br>・1人につき月額32,500円（県・市共同助成）。ただし、下宿代及び寮費等がこの額を下回る場合は、その額<br>・宇久については、1人につき月額32,500円（市単独助成）<br><br>〔通学費の助成〕<br>・1人につき月額あたり定期航路に係る交通費（定期代）の1/2の額<br>※長崎県の離島高校生修学支援費補助金の額が市助成金の額未満の場合はその差額を交付し、市助成金額以上の場合は交付しない。 | 30日以内 | | 地域政策課<br>℡0956-24-1111<br>内線2773<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>tiikis@city.sasebo.lg.jp |
| 過疎等地域振興持続支援事業補助金 | 過疎地域など条件不利地域の振興の持続を目的として、地域住民が取り組む地域課題の発見や解決・緩和、それを担う人材育成などの地域づくり活動に対し、費用の一部を助成します。 | 過疎、半島、離島の振興法に基づく指定地域に存在する団体で、①特定の政治や宗教、産業、職業などに基づき構成された団体でないこと<br>②構成員の年齢や性別、職業、所属などに多様性をもつ団体であること<br>③5人以上（うち過半数は佐世保市の住民登録者であること）で構成された団体であること | 補助対象事業は、<br>①持続支援（地域振興の持続に寄与する人材育成等）<br>　補助対象経費×3/4以内<br>②取組支援（持続支援の延長として実施する事業等）<br>　補助対象経費×1/3以内 | 7日以内 | | 地域政策課<br>℡0956-24-1111<br>内線2773<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>tiikis@city.sasebo.lg.jp |
| 「SASEBO Lifeをはじめよう！」奨学金等返還補助金 | 社員の奨学金を代理で返還する企業奨学金代理返還額の一部を補助します。 | 代理返還　社員の奨学金の一部又は全額を代理返還する企業<br>※別途条件があります。 | 対象期間内の返還額を基礎として、<br>　1/2の額（上限15万円）<br>※最大で10年間申請可能です | 30日以内 | | 西九州させぼコネクトベース<br>℡0956-25-9251<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>uji-turn@city.sasebo.lg.jp |
| 移住助成金 | 県外から佐世保市へ移住する方に対して、引越に係る経費の一部を補助します。移住前に事前申請が必要です。 | 移住者で、5年間定住や転入後町内会への加入の意思が必要です。 | 単身：3万円　世帯5万円 | 7日以内 | | 西九州させぼコネクトベース<br>℡0956-25-9251<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>uji-turn@city.sasebo.lg.jp |
| 移住支援金 | 東京23区（在住者又は通勤者）から佐世保市内へ移住し、かつ「ジョブなび長崎」に支援対象企業として掲載された企業に就職した方、プロフェッショナル人材事業等を利用して就業した方、テレワーク勤務者、関係人口要件に該当する方、また創業支援金の交付決定を受けた方に、移住支援金を給付します。 | 東京23区（在住者又は通勤者）からの移住者で要件に該当する方。<br>転入後町内会への加入の意思が必要です。 | ・2人以上の世帯：100万円<br>・単身の場合：60万円<br>・18歳未満の世帯員に1人につき100万円加算 | 7日以内 | | 西九州させぼコネクトベース<br>℡0956-25-9251<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>uji-turn@city.sasebo.lg.jp |

| 制度の名称 | 制度の概要 | 対象者 | 内　　容 | 標準処理期間 | 「その他」または「60日以内」の場合、その理由等 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| コンベンション開催事業補助金 | 市内で開催される九州大会規模以上のコンベンション（学会、大会、会議）又はスポーツ大会で、市内の宿泊施設に延べ50人以上宿泊者がある場合、コンベンション事業の一部を補助します。また、延べ宿泊者数が50人以上1,000人未満の大会で、延べ宿泊者数の2割以上の参加者数のあるエクスカーション※を実施する場合、エクスカーション追加額を追加して交付します。なお、エクスカーション行程内に佐世保市内の有料観光施設等を１か所以上含むこととします。<br>※エクスカーションについては、企画・手配旅行、着地型旅行商品、体験コンテンツ等とします。 | コンベンション主催者 | ⑴　学会、大会、会議<br>　50人以上25,000円から3,000人以上150万円（上限）<br>　エクスカーション追加額50人以上25,000円から1,000人未満25万円（上限）<br>⑵　スポーツ大会<br>　300人以上20万円から3,000人以上150万円（上限）<br>※新規加算額あり。交付基準額の1／2以内。 | 30日以内 | | （公財）佐世保観光コンベンション協会<br>℡0956-23-3369<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>sasebo208@rapid.ocn.ne.jp |
| 新規就農者支援事業費補助金 | 【農地賃借料補助】<br>営業開始、継承発展の際に必要な農地賃借料を支援 | ・60歳未満で新規就農者を目指し、適切な研修が行われていたと認められる者。<br>※別途条件があります。 | 賃借料の1/2以内<br>（上限30千円/年） | 30日以内 | | 農政課<br>℡0956-24-1111<br>内線 3033<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>nouchiku@city.sasebo.lg.jp |
| 新規就農者支援事業費補助金 | 【農機等購入費補助】<br>営業開始、承継発展の際に必要な農機・施設・資材等の購入費を支援 | ・60歳未満で新規就農者を目指し、適切な研修が行われていたと認められる者。<br>※別途条件があります。 | 購入費の1/3以内<br>（上限400千円） | 30日以内 | | 農政課<br>℡0956-24-1111<br>内線 3033<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>nouchiku@city.sasebo.lg.jp |
| 新規就農者支援事業費補助金 | 【新規就農者育成支援】<br>①佐世保市の農業研修を受講する者への助成<br>②研修を行う農家への助成<br>③研修を行う農家を支援する団体への助成 | | ①900円×研修時間<br>（上限36,000円/月×10ヶ月）<br>②20,000円/月<br>（上限10ヶ月）<br>③10,000円/月<br>（上限10ヶ月） | 30日以内 | | 農政課<br>℡0956-24-1111<br>内線 3033<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>nouchiku@city.sasebo.lg.jp |
| 有害鳥獣対策事業補助金 | 狩猟免許の受験にかかる経費について補助します。 | 狩猟免許試験受験者 | 狩猟免許の受験にかかる経費<br>① 申請手数料（市:40%以内）<br>② 診断書料（県・市:80%以内）<br>③ 講習会受講費（国・市:100%）<br>※いずれも免許試験1回のみ。<br>※①②は、わな猟免許の合格者に限る。<br>※③は、銃猟狩猟免許試験の講習会も含む。 | 30日以内 | | 農政課<br>有害鳥獣対策室<br>℡0956-24-1111<br>内線　3057～3058<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>yugait@city.sasebo.lg.jp |

| 制度の名称 | 制度の概要 | 対象者 | 内　　容 | 標準処理期間 | 「その他」または「60日以内」の場合、その理由等 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 林道除草奨励金 | 森林の管理及び市民の生活道路として利用されている林道について、交通の阻害を防止し、害虫の発生を抑制するための除草作業に対して、奨励金を交付します。 | 町内会・自治会又は林道関係者で組織する団体 | 1.0平方メートル当り43円 | 7日以内 | | 農林整備課<br>℡0956-24-1111<br>内線 3044～3045<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>nousei@city.sasebo.lg.jp |
| 農道除草奨励金 | 農業経営及び市民の生活道路として利用されている市有農道について、交通の阻害を防止し、安全かつ快適に利用するための除草作業に対して、奨励金を交付します。 | 町内会・自治会又は農道関係者で組織する団体 | 1.0平方メートル当り28円 | 7日以内 | | 農林整備課<br>℡0956-24-1111<br>内線 3044～3045<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>nousei@city.sasebo.lg.jp |
| 農業施設整備助成事業補助金 | 【干がい恒久対策事業補助金】<br>　ため池の老朽化及び未整備な用水路等の取水施設の改修に対し、事業費の一部を補助します。 | 施設利用者（農業従事者） | 事業費の7割以内 | 7日以内 | | 農林整備課<br>℡0956-24-1111<br>内線 3041～3043<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>nousei@city.sasebo.lg.jp |
| 農業施設整備助成事業補助金 | 【農道舗装事業補助金】<br>　農地生産性の向上を図るため、砂利道の農道をアスファルト等で舗装する事業費の一部を補助します。 | 施設利用者（農業従事者） | 事業費の7割以内 | 7日以内 | | 農林整備課<br>℡0956-24-1111<br>内線 3041～3043<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>nousei@city.sasebo.lg.jp |
| 農業施設整備助成事業補助金 | 【農道新設改良事業補助金】<br>　農地生産性の向上を図るため、農業経営の基幹である農道の新設改良に対し、事業費の一部を補助します。 | 施設利用者（農業従事者） | 事業費の7割以内 | 7日以内 | | 農林整備課<br>℡0956-24-1111<br>内線 3041～3043<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>nousei@city.sasebo.lg.jp |
| 農業施設整備助成事業補助金 | 【災害等緊急対応】<br>　農業用施設（農道、水路、ため池、）の災害復旧を行う事業（個人所有地の公共的施設）に対し、事業費の一部を補助します。 | 施設利用者（農業従事者） | 事業費の7割以内 | 7日以内 | | 農林整備課<br>℡0956-24-1111<br>内線 3041～3043<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>nousei@city.sasebo.lg.jp |
| 離島漁業再生支援交付金（基本交付金） | 離島地区の漁業生産活動の向上のための取り組みに対する助成 | 離島地区（宇久（寺島を含む）・黒島・高島）の漁業者で組織される団体（漁業集落） | 【対象経費】<br>漁業の生産力の向上に係る取組等に対する経費<br>【補助率】　10/10（定額） | 60日以内 | 国・県の交付決定をもって処理するため、期間を要するものです。 | 水産課<br>℡0956-24-1111<br>内線　3053～3054<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>suisank@city.sasebo.lg.jp |
| 離島漁業再生支援交付金（離島漁業新規就業者特別対策交付金） | 基本交付金実施団体が取り組む新規就業者に対する漁船・漁具のリース事業に対する助成 | 離島地区（宇久（寺島を含む）・黒島・高島）の漁業者で組織される団体（漁業集落） | 【対象経費】<br>漁船・漁具のリースに係る経費<br>【補助率】<br>10/10 | 60日以内 | 国・県の交付決定をもって処理するため、期間を要するものです。 | 水産課<br>℡0956-24-1111<br>内線　3053～3054<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>suisank@city.sasebo.lg.jp |

| 制度の名称 | 制度の概要 | 対象者 | 内　　容 | 標準処理期間 | 「その他」または「60日以内」の場合、その理由等 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 離島漁業再生支援交付金（特定有人国境離島漁村支援交付金） | 特定有人国境離島で漁業及び海業の起業並びに事業拡大に係る費用に対する助成 | 国境離島（宇久（寺島を含む））内の基本交付金実施漁業集落またはこの漁業集落で認められた被支援者 | ①雇用を創出するための取組<br>【対象経費】<br>新規雇用者に係る人件費等に係る経費<br>【補助率】<br>3/4以内（上限900万円）<br>②雇用の創出を円滑に行うための環境整備に対する取組<br>【対象経費】<br>環境整備に係る資材費・人件費等に係る経費<br>【補助率】<br>定額（上限150万円、ただし、人件費は上限100万円） | 60日以内 | 国・県の交付決定をもって処理するため、期間を要するものです。 | 水産課<br>℡0956-24-1111<br>内線　3053～3054<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>suisank@city.sasebo.lg.jp |
| 子育て応援住宅支援事業補助金 | 子育て世帯が、居住誘導区域内の中古住宅を取得し移転する場合に取得費用の一部を支援します。 | 子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び母子手帳の交付を受けている出産予定の子を含む。）がいる子育て中の世帯 | 補助率：中古住宅取得費の1/5以内、上限額：40万円 | 7日以内 | | 住宅政策課<br>℡0956-24-1111<br>内線　2813・2814<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>jyutak@city.sasebo.lg.jp |
| 街づくり推進団体補助金 | 生活環境の改善、都市機能の更新等を図るため、都市再開発法の規定による事業、住環境整備事業及びその他市の施策において市民協働によるまちづくりにより、施設整備を行う事業を推進する団体に、運営費及び活動費の一部を補助します。 | 市街地の整備を促進することを規約又は定款で定め、当該地区の住民が主体となって構成する団体 | 団体の運営費及び活動費の1/3。1団体当たり50万円以内 | 7日以内 | | まち整備課<br>℡0956-24-1111<br>内線　2821～2825<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>machis@city.sasebo.lg.jp |
| 地区景観づくり協議会の活動助成金 | 地区における良好な景観の形成を図ることにより、住み良いまちづくりを推進することを目的として設立された団体に対し、技術的援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を助成します。 | 地区景観づくり協議会の活動助成金の交付に関する細目で定める要件を満たす規約が定められている団体 | 協議会の活動費の1/3以内とし、年間20万円を超えない。助成金は、3年を超えては交付しない。ただし、市長が協議会の活動状況を勘案し、必要と認めたときは、この限りでない。 | 7日以内 | | まち整備課<br>℡0956-24-1111<br>内線　2821～2825<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>machis@city.sasebo.lg.jp |
| 安全・安心住まいづくり支援事業補助金 | 地震による建物倒壊を防止し、市民の生命・財産を守るため、耐震診断費用の一部と、診断により「危険」と判断された住宅の耐震改修計画策定費と耐震改修工事費の一部を助成します。 | ・耐震診断：昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築された戸建て木造住宅で、対象住宅に現に住んでおり市税を滞納していない者<br>・耐震改修計画及び改修工事：上記の診断で危険と判断されたもの | ・耐震診断：5/6（上限113,000円）<br>・耐震改修計画策定及び耐震改修：4/5（上限67万円） | 30日以内 | | 建築指導課<br>℡0956-24-1111<br>内線　2844～2847<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>kentiku@city.sasebo.lg.jp |

| 制度の名称 | 制度の概要 | 対象者 | 内　　容 | 標準処理期間 | 「その他」または「60日以内」の場合、その理由等 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| がけ地近接危険住宅移転補助金 | がけの倒壊による危険から住民の生命を保護するため、危険地域外に住宅の移転等をする場合に要する資金に対する補助金を交付する。 | がけ地の崩壊等（土石流および地すべりを含む。）により住民の生命に危険をおよぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転を行う者が佐世保市内の危険地域外に住宅の移転等をする場合に要する資金 | ・除去費等：危険住宅の除去に要する経費<br>1戸当りの限度額とし年度により変更する場合がある。<br>（1戸当たり上限97.5万円）<br>・建物助成費：危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（土地の取得を含む）をするため資金を金融機関から融資を受けた場合において、当該借入金利に相当する額。<br>1戸当りの限度額とし年度により変更する場合がある。但し、土地の取得を要しない場合は金額の変更あり。<br>（1戸当たり上限421万円（※建物325万円、土地96万円） | 30日以内 | | 建築指導課<br>℡0956-24-1111<br>内線　2844～2847<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>kentiku@city.sasebo.lg.jp |
| 老朽危険空き家除却費補助金 | 安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化し、危険な空き家住宅の除却を行う者に対し、除却工事費用の一部を助成します。 | 下記の条件を全て満たす老朽危険空き家の所有者で市税の滞納の無い者。<br>①市内の木造若しくは鉄骨造の過半が住宅の空き家<br>②住宅地区改良法施行規則に定める構造評定が100点以上の不良住宅<br>③減価償却期間を超えて存する建築物（木造の場合、22年） | 補助対象建築物の除却工事費に8/10を乗じて得た額とし、国土交通大臣が定める標準建設費のうちの除却工事費を上限とする。（標準建設費は、補助金の交付決定をした際における標準建設費）<br>　これにより算出した補助対象経費（税抜）に1/2を乗じて得た額とし、60万円（ただし、市街化区域内で「車両進入が出来ない立地」の場合は100万円）を上限とする。 | 30日以内 | | 住宅政策課<br>℡0956-24-1111<br>内線　2813・2814<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>jyutak@city.sasebo.lg.jp |
| 老朽危険空き建築物除却費補助金 | 安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化又は自然災害等により、第三者に対し影響を与える恐れのある危険な空き建築物の除却を行う者に対し、除去工事費用の一部を助成します。 | 下記の条件を全て満たす老朽危険空き建築物の所有者で市税の滞納の無い者。<br>①市内の木造若しくは鉄骨造の住宅以外空き建築物<br>②住宅地区改良法施行規則に定める構造評定が100点以上の不良建築物<br>③減価償却期間を超えて存する建築物（木造の場合、22年）<br>④老朽化又は自然災害等により、人の生命若しくは身体または財産に害を及ぼすおそれのある状態にあるもの | 補助対象建築物の除却工事費を補助対象経費（税別）とし、国土交通大臣が定める標準建設費のうちの除却工事費を上限とする。<br>　補助金額は補助対象経費に1/3を乗じて得た額とし、60万円を上限とする。 | 30日以内 | | 住宅政策課<br>℡0956-24-1111<br>内線　2813・2814<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>jyutak@city.sasebo.lg.jp |

| 制度の名称 | 制度の概要 | 対象者 | 内　　容 | 標準処理期間 | 「その他」または「60日以内」の場合、その理由等 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| クラウドファンディング型プロジェクト応援事業（文化）補助金 | 文化芸術事業の実施に必要な経費に対し、市のふるさと納税特設サイト等を通じて寄附金を募り、寄附金に対して申請回数に応じた金額を上乗せし補助します。 | 次の要件全てに該当する文化芸術活動を行う個人または団体（法人を含む）が対象となります。<br>①佐世保市内に住所地又は団体所在地、活動場所のいずれかが存在する。<br>②文化芸術事業を実施した実績を有するもの（団体の場合、構成員の実績を含む）<br>③本補助金への申請回数が5回以内の団体・個人。 | 補助金額は1プログラムあたり500万円を上限とし、集めた寄附金総額に対し、申請回数による下記の率を寄附金額に乗じた金額をに上乗せして交付します。<br><br>●1回目＝（寄附額－市が準備する返礼品等に係る必要経費）×2<br>●2回目＝（寄附額－市が準備する返礼品等に係る必要経費）×2/3<br>●3回目＝（寄附額－市が準備する返礼品等に係る必要経費）×1/3<br>●4回目・5回目＝上乗せ無し<br><br>※申請後に補助上限額が決まります | 7日以内 | | 文化国際課<br>TEL0956-25-9704<br>メールアドレス<br>bunkak@city.sasebo.lg.jp |
| 国際交流促進補助金 | 市民が海外姉妹都市等と文化、芸術、スポーツ等をとおして活発に交流を行い、国際理解の促進や佐世保地域の多文化共生の推進につながるよう、事業費の一部を補助します。 | 営利を目的とせず、自主的に行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として国際交流活動を行う団体で以下に該当する団体<br>①市内に主たる活動拠点を有する団体<br>②市内に在住、在勤又は在学する者5名以上で構成する団体<br>③会則又は規約等を定め、継続的な活動を行い、又はこれから行っていくことが明らかである団体<br>④イベント事業の実施を目的として設立された実行委員会その他の一過性のものではない団体 | 【対象事業】<br>佐世保市の海外姉妹都市等との交流事業（人材育成や技術力向上を目的とする事業を除く）<br>①受入事業：市内において海外姉妹都市等からの訪問団と文化、芸術、スポーツ、学術に関する交流を行う事業<br>②派遣事業：海外姉妹都市等を訪問し、文化、芸術、スポーツ、学術に関する交流を行う事業<br>③オンライン事業　海外姉妹都市等との間でオンラインにより、文化、芸術、スポーツ、学術に関する交流を行う事業<br>【補助金額等】<br>補助対象経費の1/3以内（市が主催する訪問事業に参加する場合若しくは市と共同で事業を実施する場合又は市長が特に認めた事業は、補助対象経費の1/2以内）で、100万円を上限とする。補助金の交付回数については、1対象団体につき1回を限度とする。<br>詳しくはお問い合わせください。 | 7日以内 | | 文化国際課<br>℡0956-24-1111<br>内線　3312～3314<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>bunkak@city.sasebo.lg.jp |
| 佐世保市スポーツ・文化大会出場奨励金 | 国際大会、国民スポーツ大会、国民文化祭、全国大会又は九州大会に監督（指導者）、選手等として出場する市内在住の方に対して、奨励金を交付します。 | 国際大会、国民スポーツ大会、国民文化祭、全国大会又は九州大会に監督（指導者）、選手等として出場する本市在住の市民の方 | 市民の方が国際大会、国民スポーツ大会、国民文化祭、全国大会又は九州大会に出場する場合、年齢区分及び開催地に応じた額を交付します。<br>ただし、同年度に複数の全国大会（国民スポーツ大会、指定大会、国民文化祭を除く。）、九州大会に出場した場合でも、いずれか1回の交付に限ります。<br>※大会に出場した後に申請してください。 | 14日以内 | | 【スポーツ競技】<br>スポーツ振興課<br>℡0956-24-1111<br>内線　3138<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>sports@city.sasebo.lg.jp<br>【文化事業】<br>文化国際課<br>℡0956-25-9704<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>bunkak@city.sasebo.lg.jp |

| 制度の名称 | 制度の概要 | 対象者 | 内　　容 | 標準処理期間 | 「その他」または「60日以内」の場合、その理由等 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 体育・スポーツ振興補助金 | 全国大会、九州大会（西日本大会を含む。）を本市で開催する場合、費用の一部を補助します。 | 大会を主催する市内の競技団体 | ・全国大会規模10万円<br>・九州大会規模5万円<br>ただし、佐世保市から委託、補助その他の財政的支援（佐世保市の費用を財源とする他の補助金等を含む。）を受けて行う大会は補助の対象外となります。<br>※大会を開催する前に必ず申請してください。 | 14日以内 | | スポーツ振興課<br>℡0956-24-1111<br>内線　3138<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>sports@city.sasebo.lg.jp |
| 水道施設整備・維持管理費補助金 | 水道施設の修繕、新設及び拡張工事に要する経費や水道法第20条に基づく水質検査に要する経費などの一部を補助します。 | 公営外水道を運営する団体（事業用は除く）で自治会長等もしくはこれに準ずる者が代表を務める団体 | 対象事業や補助率は、<br>①工事等が市有財産に係るものである場合は1/2以内、それ以外は1/3以内<br>②補助対象者が自前で工事等を行う場合は、必要な機器の借上料、部品代等の経費に対し1/2以内<br>③水道法第20条に基づく水質検査は1/3以内（上限額10万円）<br>④行政が建設した市有財産である場合で<br>・水道施設の維持管理に資する工事等（修繕は除く）は10/10（上限額20万円）<br>・維持管理委託料は1か月15㎥の当該水道施設の水道料金を市水道料金（税抜き）で除して得た率（上限率10/10） | 7日以内 | | 保健福祉政策課<br>℡0956-24-1111<br>内線　5525<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>hokfuk@city.sasebo.lg.jp |
| 宇久地区高齢者通院助成事業補助金 | 宇久地区に住所を有する高齢者が本土の医療機関に通院、入院する際に要する航路運賃の一部を補助します。 | 宇久地区に居住（住所を有する）する75歳以上の方 | ・補助額は、通院あるいは入院を目的とする渡航１回（往復）につき1,000円です。<br>・年度内に10回を上限とします。<br>・年度内であれば、複数回分をまとめて申請することが可能です。<br>・交付申請には事前の登録と医療機関の発行した領収書（写し）が必要です。 | 7日以内 | | 宇久保健福祉センター<br>℡0959-57-2460<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>u.hoken@city.sasebo.lg.jp |
| 診療所新規開設・承継支援事業補助金 | 市内診療所の新規開設又は承継にかかる費用の一部を補助します。 | 本市で診療所の新規開設又は承継を希望する医師又は法人（小児科又は産科若しくは分娩を取り扱う産婦人科に限ります）<br><br>○市内において診療所を開設等した後に継続して10年以上開業する見込みがあること<br>○一般社団法人佐世保市医師会に加入すること<br>○市が行う医療、保健及び福祉に関する事業に協力する意思のあること | (1)診療の用に供する建物取得、改修にかかる費用（建物取得費や建設工事費）の2/3の額<br>【上限額】<br>・産科若しくは分娩を取り扱う産婦人科3,000万円<br>・小児科　2,000万円<br><br>(2)診療のために必要な医療機器等の購入費（リースは除く）の1/3の額<br>【上限額】1,000万円 | 30日以内 | | 医療政策課<br>℡0956-24-1111<br>内線　5523<br>iryose@city.sasebo.lg.jp |

| 制度の名称 | 制度の概要 | 対象者 | 内　　容 | 標準処理期間 | 「その他」または「60日以内」の場合、その理由等 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 離島介護サービス渡航費等支援事業助成金 | 離島地域に居住する方が、島外の該当する介護サービスを利用する際の渡航費を助成します。また、介護サービスを提供する事業者に対しても助成します。 | ○離島等に居住している<br>・要介護・要支援認定を受けた方<br>・事業対象者<br>○該当者に介護サービスを提供する事業者 | ○佐世保(相浦)～黒島<br>○佐世保(相浦)～高島<br>○宇久島～寺島<br>○佐世保～宇久島<br>介護サービス利用（提供）のために、上記区間を使用した際の実費の全額又は一部です。定期航路のみが対象となります。<br>該当しない場合もありますので、詳しくはお尋ねください。 | 30日以内 | | 長寿社会課<br>℡0956-24-1111<br>内線　5315<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>chojyu@city.sasebo.lg.jp |
| 地域介護予防活動支援事業補助金 | 高齢者の身近な所に介護予防に取り組める場を増やし、高齢者の健康の維持促進を図るため、住民主体で結成され介護予防に取り組む団体に対し、活動の実施に要する経費の一部を補助します。 | 高齢者が自ら介護予防に取り組む団体で、下記のすべてに該当する団体<br>○佐世保市内在住の65歳以上の高齢者5人以上で構成され、主たる活動を佐世保市内で行っている団体<br>○体操を取り入れた活動を週1回以上行っていること<br>○介護予防活動と同様の活動を3か月以上継続して行っていること | 交付の要件<br>【第1段階】<br>1回につき30分以上の介護予防体操に、週1回取り組んでいること。<br>上限額：2万4千円（初年度のみ7万4千円）<br>【第2段階】<br>(1)「第1段階」を実施している。<br>(2)口腔体操に週1回以上取り組んでいる。<br>(3)生活習慣病予防に関する講話受講を1回以上実施している。<br>(4)介護予防に関するサポーター養成講座の修了者が在籍している。<br>上限額：5万円<br>【第3段階】<br>(1)「第2段階」を実施している。<br>(2)栄養、認知症及びお口の健康等に関する講話のうち、2分野以上の講話受講を各1回以上実施している。<br>上限額：7万4千円 | 30日以内 | | 長寿社会課<br>℡0956-24-1111<br>内線　5325<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>chojyu@city.sasebo.lg.jp |
| 訪問型支え合いサービス補助金 | 高齢者の身近な所に生活支援等の多様な支援団体を増やし、高齢者の健康の維持促進を図るため、住民主体で結成され介護予防に取り組む団体に対し、必要な経費の一部を補助します。 | 有償・無償のボランティア等により高齢者等の生活支援に取り組む団体で、下記のすべてに該当する団体<br>○買い物や掃除等の簡単な家事援助サービスを行う団体<br>○サービス提供に係る従事者が5人以上在籍し、活動実績が3か月以上ある団体<br>○ケアプラン等に基づくサービス対象者が3人以上いる団体 | 訪問型支え合いサービスの事業の実施に要する経費<br>上限額50万円を予算の範囲内で交付します。適正な予算を見積もるため、前年度に申請意向調査を行います。<br>詳しくはお尋ねください。 | 14日以内 | | 長寿社会課<br>℡0956-24-1111<br>内線　5326<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>chojyu@city.sasebo.lg.jp |

| 制度の名称 | 制度の概要 | 対象者 | 内　　容 | 標準処理期間 | 「その他」または「60日以内」の場合、その理由等 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 通所型支え合いサービス補助金 | 高齢者の身近な所に定期的な利用が可能な自主的な通いの場を増やし、高齢者の健康の維持促進を図るため、住民主体で結成され介護予防に取り組む団体に対し、必要な経費の一部を補助します。 | 有償・無償のボランティア等により高齢者等の通いの場を運営する団体で、下記のすべてに該当する団体<br>〇体操や趣味活動を通じた日中の居場所づくり、定期的な交流会の開催等のサービスを行う団体<br>〇サービスに係る行事等を月2回以上開催しており、月3回以上の開催を目標とする団体<br>〇サービス提供に係る従事者が5人以上在籍し、活動実績が3か月以上ある団体<br>〇ケアプラン等に基づくサービス対象者を中心にサービスを行う団体 | 通所型支え合いサービスの事業の実施に要する経費<br>上限額8万円を予算の範囲内で交付します。適正な予算を見積もるため、前年度に申請意向調査を行います。<br>詳しくはお尋ねください。 | 14日以内 | | 長寿社会課<br>℡0956-24-1111<br>内線　5326<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>chojyu@city.sasebo.lg.jp |
| フッ化物洗口推進事業補助金 | 子どもたちのむし歯予防対策を推進するために4・5歳児施設等が実施する集団フッ化物洗口事業実施に対し補助金を交付します。 | 次のいずれかに該当する施設又は事業を運営する団体の代表者<br>①学校教育法第1条に規定する幼稚園<br>②児童福祉法第39条第1項に規定する保育所<br>③児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業<br>④児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業<br>⑤児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業<br>⑥就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園<br>⑦児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外の保育施設 | 〇補助事業に要する経費のうち次の経費の実支出額の合計（収入がある場合には、これを除いた額）と基準額（772円×※期間率×人数）を比較して少ない方の額<br>①フッ化物洗口に必要な薬剤費（ミラノール又はオラブリス）<br>②フッ化物洗口に必要な消耗品費<br>※期間率＝実施月数/12月<br><br>〇薬品保管庫及び食器乾燥機の購入経費の実支出額の合計（収入がある場合には、これを除いた額）と5,000円を比較して少ない方の額<br>※過去に同じ経費に係る補助金の交付を受けたことのない場合に限る | その他 | 年度の初めに交付申請を受け付けた後交付決定、その後年度の終わりに実績に基づいた額を支払うので処理期間が長くなります。 | 健康づくり課<br>℡0956-24-8850（直通）<br>内線　5541<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>kenkou@city.sasebo.lg.jp |
| アピアランスケア助成事業補助金 | がん患者及びがん経験者の方に対する社会参加促進の一助として、医療用ウィッグや乳房補整具等の購入費を助成します。 | ①佐世保市に住民登録を有する方<br>②がんと診断され、がんの治療を受けた方または現に受けている方<br>③助成対象用具について、別に補助を受けていない方<br>④暴力団または暴力団員と密接な関係を有しない方<br>⑤本助成制度で、過去に同じ用具の区分で助成を受けたことのない方 | 〇補助額：上限2万円<br>　用具区分毎（医療用ウィッグ等、乳房補整具等）に2万円を上限とし、購入費が2万円を下回る場合は実費<br><br>〇同じ用具区分での助成は一回限り<br><br>〇申請期限は、購入から2年間以内 | 30日以内 | | 健康づくり課<br>℡0956-24-8850（直通）<br>内線　5536<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>kenkou@city.sasebo.lg.jp |

| 制度の名称 | 制度の概要 | 対象者 | 内　　容 | 標準処理期間 | 「その他」または「60日以内」の場合、その理由等 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 予防接種費用負担金の助成 | 佐世保市に住民票を有する方が、事前に申し出のうえ、佐世保市と契約のない医療機関で定期予防接種を受ける場合、その費用の一部又は全額を助成します。 | 佐世保市に住民票を有する方で、佐世保市と契約のない医療機関においてA類疾病の定期予防接種を希望する方 | 予防接種に実際に要した費用と佐世保市と佐世保市医師会の締結した当該予防接種の契約単価のうち、いずれか低い額を助成します。<br>※申請には、接種した医療機関等の領収書の原本や予防接種の記録が記載されているもの（母子健康手帳等）が必要ですので、詳しくはお尋ねください。 | 60日以内 | 月締めで処理を行い、翌月上旬の決定通知となるためです。 | 感染症対策課<br>℡0956-25-9646<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>kansen@city.sasebo.lg.jp |
| 予防接種再接種費用助成 | 佐世保市に住民票を有する方が、骨髄移植等の医療行為により接種済みの定期接種の効果が期待できないと医師に判断され、再接種を受ける場合の費用の一部又は全額を助成します。 | ①再接種を受ける日に佐世保市に住民票を有する方。<br>②骨髄移植等により、接種済みの定期接種又は再接種の効果が期待できないと医師に判断されている方。<br>③再接種を受ける日において20歳未満の方。 | 再接種を受ける前に申請を行い、対象の予防接種の種類等について認定を受ける必要があります。<br>認定後に再接種を実施し、接種費用と佐世保市と佐世保医師会の締結した当該予防接種の契約単価のうち、いずれか低い額を助成します。 | 14日以内 | | 感染症対策課<br>℡0956-25-9646<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>kansen@city.sasebo.lg.jp |
| 骨髄等移植ドナー支援助成金 | 佐世保市に住民票を有する方が、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を行った場合に、助成を行います。 | ①佐世保市に住民票を有する方<br>②骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた方<br>③骨髄等提供のための有給休暇制度を設けている企業、団体などに属していない方<br>④市税の滞納が無い方 | 骨髄等の提供に係る通院・入院等を助成対象とし、要した日数に1日につき2万円を交付します。<br>※骨髄等提供1回につき、上限は7日です。 | 14日以内 | | 感染症対策課<br>℡0956-25-9646<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>kansen@city.sasebo.lg.jp |
| 地域猫不妊・去勢手術費助成金 | 所有者不明の猫による被害の防止等のため、地域で管理することができる所有者不明猫の不妊・去勢手術にかかる費用の一部を助成します。<br>（飼い猫は対象外です）<br>なお、手術後の地域猫は引き続きグループで管理していただくことになります。 | 地域で猫を管理することのできる2名以上の活動グループ<br>（地域内でのトラブル防止のため自治会、町内会等からの承認が必要です） | 不妊・去勢手術にかかる費用から自己負担額2,000円を差し引いた額（オス1頭あたり上限8,000円、メス1頭あたり上限18,000円） | 14日以内 | | 動物愛護センター<br>℡0956-42-3300<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>douaic@city.sasebo.lg.jp |
| 実費徴収に係る補足給付事業補助金 | 私立幼稚園（新制度未移行園）に通う子どもをお持ちの保護者に、副食費の一部を補助します。 | 私立幼稚園（新制度未移行園）に通う、合計年収360万円未満相当世帯の子ども及び第2子以降の子どもを持つ保護者の方 | 月額上限4,900円 | 14日以内 | | 保育幼稚園課<br>℡0956-25-8692<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>hoyou@city.sasebo.lg.jp<br>又は各幼稚園<br>（市内の場合） |
| 多子世帯の認可外保育施設保育料助成金 | 認可外保育施設等に通う子どもをお持ちの保護者に、利用料を補助します。 | 認可外保育施設等を利用する第2子目以降の1歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもを持つ保護者の方 | 月額上限42,000円 | 30日以内 | | 保育幼稚園課<br>℡0956-25-8691<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>hoyou@city.sasebo.lg.jp |

| 制度の名称 | 制度の概要 | 対象者 | 内　　容 | 標準処理期間 | 「その他」または「60日以内」の場合、その理由等 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 離島地域安心出産支援事業助成金 | 宇久・高島・黒島における島外の産婦人科への定期健診や産婦健康診、乳児の健康診査に要した交通費、入院、緊急搬送にかかった費用の一部を助成します。 | 宇久・高島・黒島における妊婦さん<br>（妊娠8週以降） | 助成金交付要綱に基づき下記の場合一定額を助成します。<br>①定期健診や産婦健康診査、乳児健康診査のために区域外医療機関への通院にかかった費用（船賃）<br>実費相当額、健診1回あたり8千円限度<br>②　妊娠36週以降の妊婦で、出産のため事前に本土にて待機した場合<br>　宿泊費：（食費を除く）実費相当額の2/3<br>※　1泊5,000円を超える場合（5,000円×5泊）の2/3<br>交通費（船賃）：実費相当額、8千円限度<br>③　妊娠28週以降の妊婦で出産のため区域外の医療機関にやむを得ず緊急に移送された場合の移送にかかった費用：実費相当額、10万円限度<br>※医師等の指示があった場合<br>　詳しくはお尋ねください。 | 30日以内 | | すこやか子どもセンター<br>℡0956-25-1654（直通）<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>sukosen@city.sasebo.lg.jp |
| 陣痛タクシー費用助成金 | 事前登録した妊婦さんが、急な陣痛時に利用したタクシー料金の一部を助成します。 | ①母子健康手帳が交付された妊婦さん<br>②佐世保市に住民票があり、事前登録されている妊婦さん | 助成金交付要綱に基づき一部を助成します。<br>陣痛時の通院に係る陣痛タクシーの利用料金。ただし、上限5千円。 | 60日以内 | | すこやか子どもセンター<br>℡0956-25-1654（直通）<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>sukosen@city.sasebo.lg.jp |
| 不妊治療費助成金 | 保険診療と併せて実施した「先進医療に係る費用」の一部を助成します。<br>（保険診療分は対象外です。） | ①長崎県の不妊治療費用の助成を受けている方<br>②治療終了した日に本市にお住まいの夫婦または夫婦の一方（事実婚を含む）<br>③令和5年4月1日以降に治療を開始した方<br>④治療開始時に妻の年齢が43歳未満であること | 助成金交付要綱に基づき一部を助成します。<br>①保険診療と併せて実施した「先進医療にかかる費用」を助成（保険診療分は対象外）<br>②長崎県の不妊治療費助成を受けている方を対象に、1回の治療周期で要した先進医療にかかる費用から、県助成額を控除した残りの額を助成。ただし上限5万円。 | 30日以内 | | すこやか子どもセンター<br>℡0956-25-1654（直通）<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>sukosen@city.sasebo.lg.jp |
| 不妊治療費交通費助成 | 不妊治療のために住民登録のある住所から通院した場合の交通費を助成することによって経済的負担の軽減を図る。 | ①不妊治療の通院日において、法律上の婚姻をしている夫婦及び事実上の婚姻関係にある夫婦であること<br>②通院日において、助成対象者が佐世保市居住であること<br>③令和7年4月1日以降に不妊治療のため通院していること<br>④治療開始時に妻の年齢が43歳未満であること | 助成金交付要綱に基づき一部を助成します。<br>通院した医療機関が所在する都道府県を9つの地方区分に分類し、通院1回あたりの費用をA区分、B区分、C区分、D区分の4区分に分類し助成し、1周期の治療に対し8回までを上限とします。<br>（A区分）1,500円<br>長崎県・佐賀県<br>（B区分）4,000円<br>A区分を除く九州地方<br>（C区分）8,000円<br>四国・中国・近畿地方<br>（D区分）12,000円<br>中部・関東・東北地方・北海道 | 30日以内 | | すこやか子どもセンター<br>℡0956-25-1654（直通）<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>sukosen@city.sasebo.lg.jp |

| 制度の名称 | 制度の概要 | 対象者 | 内　　容 | 標準処理期間 | 「その他」または「60日以内」の場合、その理由等 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 災害被災地し尿収集料金補助金 | 佐世保市災害警戒本部又は災害対策本部の指示によるもので、風水害等により便槽が浸水し、緊急にし尿の収集を行う必要性が生じた場合に被災者のし尿収集料金の一部を補助します。 | 市内の風水害等の被災者（世帯ごと） | 一回につき2,000円以内 | 7日以内 | | 環境政策課<br>℡0956-31-6520<br>内線　7210-12<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>kansei@city.sasebo.lg.jp |
| 浄化槽設置補助金 | 市長の定める地域内において、浄化槽を設置しようとする方に対して、補助金を交付します。 | 浄化槽設置者（要綱に基づく） | 市長の定める地域内において浄化槽を設置しようとするものに対して予算の範囲内で補助金を交付します（要綱に基づく）。 | 14日以内 | | |
| 浄化槽等改造資金利子補給金 | 下水道認可区域外において浄化槽を設置し、その改造工事にかかる資金を佐世保市の取扱金融機関から融資を受けた者に対し、その支払利息分を補助します。 | 浄化槽設置者（要綱に基づく） | 融資限度額は1戸60万円以内（ただし、放流ポンプ槽付浄化槽を設置する場合は90万円以内）。利子補給限度額は1戸につき5万円以内（ただし、放流ポンプ槽付浄化槽を設置する場合は7.5万円以内） | 14日以内 | | 環境保全課<br>℡0956-26-1787<br>内線　7210-32<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>kanhoz@city.sasebo.lg.jp |
| 生活扶助世帯等に対する水洗便所等改造費補助金 | 生活扶助世帯等の方が所有する家屋において、既設のくみ取り便所等改造及び改造に付随する排水設備工事費用の一部を補助します。 | 家屋を所有している生活扶助世帯等の方 | ・補助金の上限40万円<br>・補助金による便所の改造箇所数は、1箇所とする。 | 14日以内 | | 水道局下水道事業課<br>℡0956-24-1151<br>内線　3551<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>suiges@city.sasebo.lg.jp |
| 水洗便所改造等融資資金に係る利子補給 | 下水道処理区域内のくみ取り便所（浄化槽からの切替も可）を水洗便所に改造しこれと同時に施工する排水管又はその他排水設備の設置を目的として、市中金融機関等から融資を受けた場合、支払利息5万円を上限として補給します。 | 下水道処理区域内のくみ取り便所（浄化槽からの切替も可）を水洗便所に改造しこれと同時に施工する排水管又はその他排水設備の設置を目的として、市中金融機関等から融資を受けた方 | ・利子補給限度額<br>一戸当たり5万円以内（宅地内排水ポンプを設置する場合は7.5万円以内） | 14日以内 | | 水道局下水道事業課<br>℡0956-24-1151<br>内線　3551<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>suiges@city.sasebo.lg.jp |
| 遠距離通学児童生徒通学費補助金 | 保護者等の負担軽減を目的として通学費に係る経費の一部を補助します。 | 市内の市立小中学校及び義務教育学校に通う児童生徒で、自宅から学校までの片道通学距離が小学校で4km以上、中学校で6km以上、船舶利用者（距離は問わない。）の児童生徒を持つ保護者の方及び夜間学級に在学する生徒 | 補助率<br>・徒歩及び交通用具利用者<br>年額　10,000円（小学校）、<br>年額　15,000円（中学校）<br>夜間学級に通級する学齢期生徒<br>70円×通級日数<br>・交通機関利用者　交通費総額の3/4<br>・船舶利用者　交通費全額 | その他 | 年に2回、交付決定処理を行うため、申請期間を余裕をもって長めに設定しているもの。 | 学校又は<br>教育委員会教育総務部総務課<br>℡0956-24-1111<br>内線　3107～3108<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>kyouik@city.sasebo.lg.jp |

| 制度の名称 | 制度の概要 | 対象者 | 内　　容 | 標準処理期間 | 「その他」または「60日以内」の場合、その理由等 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 文化財等保存整備事業補助金 | 国・県・市の指定等にかかる文化財を、その所有者等が保存活用を図るために必要な保護事業に要する経費の一部を補助します。 | 文化財の所有者・管理者（管理団体）・技術保持者・保存団体又は文化財活用・普及活動団体 | ●国・県が指定・選定・登録する文化財<br>国・県の補助額を除いた所有者負担する額のうち1/3以内の額。<br>ただし、国選定重要文化的景観については、所有者・管理者が負担する額のうち1/2以内かつ1件につき事業費の200万円まで上限。なお、国庫補助事業に該当し、その補助金の交付を受けられる場合は7/10以内かつ1件500万円までを上限。<br>●市が指定する文化財<br>交付の対象となる額のうち1/2以内の額<br>※いずれも予算の範囲内に限ります。また事業内容によって上限額なども定めがあります。 | 30日以内 | | 教育委員会教育総務部文化財課<br>℡0956-24-1111<br>内線　3128<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>bunzai@city.sasebo.lg.jp |
| 佐世保市若者活躍プロジェクト活動費補助金 | 佐世保市内の学生等（中学生・高校生・大学生等をいう。）が行う、自己実現や探求活動に係る実践、その活動に係る経費に対して補助金を交付。 | ①市内に在住し、若しくは佐世保市内へ通学する学生等の個人（以下「個人」という。）又は複数の学生等で構成されるグループ（以下「グループ」という。）のいずれかであること。<br>②原則、13歳以上22歳以下であること。ただし23歳から30歳未満の者であって、学生証を保有しており、かつ、未就業者であるものを含む。<br>③個人又はグループの代表者が18歳未満の場合は、佐世保市若者活躍プロジェクト活動費補助金に係る保護者同意書により保護者の同意を得られること。<br>④補助金の交付決定後は、市が管理運営するオンラインプラットフォームである「SASEBO⇄X（サセボクロス）」へ登録を行い、取組み開始時及び活動実績の投稿を行うこと。ただし、年齢制限等の理由により登録できない場合を除く | 個人：上限3万円<br>団体：上限10万円 | 14日以内 | | 若者活躍・未来づくり課<br>℡0956-37-8590<br>内線2790<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>wakamono@city.sasebo.lg.jp |
| 佐世保市獣医師インターンシップ補助金 | 獣医学専攻の学生及び既卒者のインターンシップ実習生に対して、実習に必要な交通費と宿泊費の一部を補助します。 | 主に食肉衛生検査所、動物愛護センター、保健所で受け入れる獣医学専攻の学生及び既卒者のインターンシップ実習生 | ●交通費<br>市職員の旅費規程に準じた金額と実習生の実費を比較しいずれか低い額を補助します。<br>●宿泊費<br>実習に必要な宿泊日数1日当たり5,000円を上限として実費を補助します。<br>※いずれも予算の範囲内に限ります。 | 30日以内 | | 佐世保市食肉衛生検査所<br>℡0956-33-5843<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>syokun@city.sasebo.lg.jp |

| 制度の名称 | 制度の概要 | 対象者 | 内　　容 | 標準処理期間 | 「その他」または「60日以内」の場合、その理由等 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 佐世保市地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金 | 温室効果ガス排出量の削減に向けて、再生可能エネルギーの導入及び電力の自家消費を促進する取り組みとして、太陽光発電設備・蓄電池の設置に要する経費の一部を補助します。 | 佐世保市内において自ら所有し居住する戸建て住宅、又は自ら所有し居住するために新築等を行う戸建て住宅に太陽光発電設備を設置する者。 | (1)太陽光発電設備<br>7万円/kW<br>(2)蓄電池<br>蓄電池の価格（円/kWh）の1/3<br>（1,000円未満切捨）<br>ただし、蓄電システムの価格は下記を上限とする。<br>・家庭用（4,800Ah・セル相当のkWh未満）：15.5万円/kWh（工事費込・税抜）<br>・業務用（4,800Ah・セル相当のkWh以上）：19.0万円/kWh（工事費込・税抜）<br>また、家庭用：12.5万円/kWh、業務用11.9万円/kWh以下（いずれも工事費込・税抜）の蓄電システムとなるよう努めること。<br><br>1件あたりの補助上限額（(1)+(2)）を80万円とする。<br><br>※令和8年度分は補助申請額が予算額に達したため受付終了しました。 | 14日以内 | | ゼロカーボンシティ推進室<br>℡0956-24-1111<br>内線7210-17<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>zeroca@city.sasebo.lg.jp |
| 宇久地域若者島外交流支援事業補助金 | 条件不利地域の地域格差の緩和による地域の振興及び青少年の健全育成の推進を目的として、長崎県立宇久高等学校の部活動等に係る遠征に対し、経費の一部を補助します。 | 長崎県立宇久高等学校の部活動等に参加する生徒及び引率などその事業に必要な教諭又は生徒の保護者等 | (1)、(2)の事業に対し、往復のフェリー運賃及びやむを得ず本土での宿泊が必要になった場合の宿泊費を補助する。<br>(1) 市や県、県立高等学校及びそれらに関係する団体や組織が主催し、本土（離島地域以外）で開催される部活動及び学習交流会、または、その延長にある上位大会等で、学校長が参加を認めた活動<br>(2) 佐世保市内本土（離島地域以外）で行う「佐世保市の地域社会を担う人材育成につながる事業」や「佐世保市の地域資源に活用して取り組む事業」で、学校長が参加を認めた活動 | 14日以内 | | 宇久行政センター住民課<br>0959-57-3111 |
| 民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金 | 吹付けアスベストの飛散による市民の健康被害を守るため、建築物の所有者に対し、アスベストの成分調査費用及び除去等工事費用を助成します。 | 佐世保市にある民間建築物で、吹付けアスベストを有するおそれがあるもの。 | ・成分調査費の10/10（上限25万円）<br>・除去等工事費の2/3（上限1,100万円） | 30日以内 | | 建築指導課<br>℡0956-24-1111<br>内線　2844～2847<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>kentiku@city.sasebo.lg.jp |

| 制度の名称 | 制度の概要 | 対象者 | 内　　容 | 標準処理期間 | 「その他」または「60日以内」の場合、その理由等 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 民営簡易水道基本料金相当額減免補助金 | 令和8年3月定例会で議決された物価高騰経済対策による、民営簡易水道基本料金相当額の支援を行うため、民営簡易水道組合に対し、水道基本料金相当額減免額を補助します。 | 宮簡易水道組合など6つの簡易水道組合で、契約者の基本料金相当額を減免したもの。 | ・対象期間：令和8年5月～10月のうち4か月分<br>・補助内容：各組合の料金体系に応じ、市水道の基本料金減免と概ね同等の水準で設定した料金を減免した場合、対象経費を補助するもの。<br>・補助対象経費：減免額に、事務費として4.5%を加えた額。<br>・補助率：補助対象経費の全額（10分の10）を補助。 | 14日以内 | | 保健福祉政策課<br>℡0956-24-1111<br>内線　5513<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>hokfuk@city.sasebo.lg.jp |
| 令和8年度佐世保市食物アレルギーを有する児童及び生徒等学校給食費相当額補助金 | 令和8年4月より実施した市立小中学校等の学校給食費の無償化と同様に、食物アレルギー等により学校給食の提供を受けていない児童及び生徒の保護者等に対して、佐世保市食物アレルギーを有する児童及び生徒等学校給食費相当額補助金を交付し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。 | 佐世保市立小・中学校及び義務教育学校に在籍する児童生徒で食物アレルギーや不登校等のため学校給食停止届を提出し、給食の提供を受けていない者、もしくは牛乳のみの提供を受けている者、または夜間学級に在学する当該学年期間において18歳未満の者の保護者。ただし、生徒の保護者については、本市の住民基本台帳に記載されている方。 | ①補助金交付の対象となる期間：<br>各学校における学校給食を実施する学期を単位として、食物アレルギーを有する生徒等である期間<br>②申請について：<br>各学期終了後にオンラインにて1ヵ月程度の申請受付期間を設け、その期間中に申請をしていただきます。各学期終了後の申請もしくは、3学期終了後にまとめての申請も可能ですが、年度末の申請受付は3/31までと期間が短くなっていますのでご注意ください。<br>※詳しくはホームページをご覧ください。 | その他（理由→） | 受付期間終了後、おおよそ30日以内を予定しております。 | 学校保健課<br>℡0956-24-1111<br>内線3153・3154<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>gakuhoke@city.sasebo.lg.jp |
| 令和8年度佐世保市立外小・中学校等学校給食費相当額補助金 | 令和8年4月より実施した市立小中学校の学校給食費の無償化と同様に、市立外中学校等に在学する児童及び生徒の保護者に対して、佐世保市立外小・中学校等学校給食費相当額補助金を交付し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。 | 佐世保市立外の小・中学校及び義務教育学校に在学する児童生徒の保護者で、本市の住民基本台帳に記載されている方。<br>ただし、国または地方公共団体等の制度により、学校給食費に対する他の補助または免除を受けているときは、当該補助金の交付を受けることはできません。 | ①補助金交付の対象となる期間：<br>各学校における学校給食を実施する学期を単位として、佐世保市立外の小・中学校及び義務教育学校に在学している期間<br>②申請について：<br>各学期終了後にオンラインにて1ヵ月程度の申請受付期間を設け、その期間中に申請をしていただきます。各学期終了後の申請もしくは、3学期終了後にまとめての申請も可能ですが、年度末の申請受付は3/31までと期間が短くなっていますのでご注意ください。<br>③添付書類について：<br>申請には「在籍を証明する書類及び給食費における補助の有無について証明する書類（様式第4号）」が必要です。必要事項を記入の上、在学の学校から証明を受けたものをオンライン申請に添付してください。<br>※詳しくはホームページをご覧ください。 | その他（理由→） | 受付期間終了後、おおよそ30日以内を予定しております。 | 学校保健課<br>℡0956-24-1111<br>内線3153・3154<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>gakuhoke@city.sasebo.lg.jp |

| 制度の名称 | 制度の概要 | 対象者 | 内　　容 | 標準処理期間 | 「その他」または「60日以内」の場合、その理由等 | 問い合わせ先 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 認知症カフェ開催支援事業補助金 | 認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるようにするとともに、認知症の人の家族の介護負担を軽減すること及び地域住民への認知症の啓発を促進することを目的に、認知症カフェを開催する団体に対し補助金を交付し、市内に広く認知症カフェの開設を促進する。 | 次のいずれにも該当するもの<br>〇佐世保市で認知症カフェを開設する団体であること<br>〇会則、規則等の組織運営に関する明文の定めを有していること<br>〇本事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区別していること<br>〇宗教活動又は政治活動を目的としていないこと | 【要件】<br>次の要件のいずれも満たす認知症カフェを運営する事業<br>〇佐世保市認知症カフェ登録決定通知を受けていること<br>〇認知症対応について相談・連携・対応できる支援機関（者）であること<br>〇3人以上をもって構成された団体（組織）であること<br>〇机等を配置し、複数の人が同時に過ごすことができる十分なスペースがあること<br>〇原則として、月1回以上開催し、1回あたりの開催時間は2時間以上とすること<br>〇開設日は、日にち及び曜日を固定するなど工夫し、周知すること<br>〇活動中は、事故発生時に適切な対応を行うことができる人員を1名以上配置すること<br>【補助金上限額】<br>開催に直接必要な経費<br>1年目‥170,000円<br>2年目以降‥120,000円 | 30日以内 | | 長寿社会課<br>℡0956-24-1111<br>内線　5328<br>ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ<br>chojyu@city.sasebo.lg.jp |